JIS

情報セキュリティ，サイバーセキュリティ及びプライバシー保護－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項

JIS Q 27001：2023

（ISO/IEC 27001：2022）

（JSA）

令和 5 年 9 月 20 日　改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
（委員会長）	河　合　和　哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
（委員）	青　木　裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	足　立　朋　子	株式会社東芝
	荒　木　則　幸	日本電信電話株式会社
	伊　藤　雅　樹	株式会社日立製作所
	上　原　まひる	ソニーグループ株式会社
	高　岡　詠　子	上智大学
	中　里　　学	総務省国際戦略局
	永　沼　美　保	日本電気株式会社
	仲　谷　文　雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永　山　はるみ	一般財団法人日本消費者協会
	橋　本　　崇	日本銀行
	福　田　健太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山　﨑　朋　子	一般財団法人日本規格協会

主　務　大　臣：経済産業大臣　　制定：平成 18.5.20　　改正：令和 5.9.20
官 報 掲 載 日：令和 5.9.20
原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-13-12　三田 MT ビル　TEL 050-1742-6017）
審　議　部　会：日本産業標準調査会　標準第二部会（部会長　古関　隆章）
審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員会長　河合　和哉）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS Q 27001**:2014 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

白　　紙

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS

Q 27001：2023

(ISO/IEC 27001：2022)

情報セキュリティ，サイバーセキュリティ及びプライバシー保護－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項

Information security, cybersecurity and privacy protection—Information security management systems—Requirements

0　序文

この規格は，2022 年に第 3 版として発行された **ISO/IEC 27001** を基に，技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお，この規格で点線の下線を施してある参考事項は，対応国際規格にはない事項である。

0.1　概要

この規格は，情報セキュリティマネジメントシステム（以下，ISMS という。）を確立し，実施し，維持し，継続的に改善するための要求事項を提供するために作成された。ISMS の採用は，組織の戦略的決定である。組織の ISMS の確立及び実施は，その組織のニーズ及び目的，セキュリティ要求事項，組織が用いているプロセス，並びに組織の規模及び構造によって影響を受ける。影響をもたらすこれらの要因全ては，時間とともに変化することが見込まれる。

ISMS は，リスクマネジメントプロセスを適用することによって，情報の機密性，完全性及び可用性を維持し，かつ，リスクを適切に管理しているという信頼を利害関係者に与える。

ISMS を，組織のプロセス及びマネジメント構造（management structure）全体の一部とし，かつ，その中に組み込むこと，並びにプロセス，情報システム及び管理策を設計する上で情報セキュリティを考慮することは，重要である。ISMS の導入は，その組織のニーズに合わせた規模で行うことが期待される。

この規格は，組織自体の情報セキュリティ要求事項を満たす組織の能力を，組織の内部で評価するためにも，また，外部関係者が評価するためにも用いることができる。

この規格で示す要求事項の順序は，重要性を反映するものでもなく，実施する順序を示すものでもない。本文中の細別符号［例えば，**a)**，**b)**，又は **1)**，**2)**］は，参照目的のためだけに付記されている。

ISO/IEC 27000[1)]は，ISMS ファミリ規格（**ISO/IEC 27003**[2]，**ISO/IEC 27004**[3]及び **ISO/IEC 27005**[4]を含む。）を参照しながら，ISMS の概要について記載し，用語及び定義について規定している。

注 1)　ISMS ファミリ規格の用語及び定義については，**JIS Q 27000** が制定されている。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。